

告発文書に係る事案の概要及び当社の判断について

1. 事案の概要

(1) 告発文書の受領経緯及び内容

本年6月2日、当社の企業倫理相談窓口あてに、匿名の郵便により告発があった。その概要は次のとおり。

- ・中部電力の浜岡原子力発電所において水素爆発による配管破断事故が発生した（平成13年11月）が、東京電力は、それ以前にこれと同じ現象を3原子力発電所において経験しているはず。
- ・しかし、東京電力は、これらを他原因によるものとして結論づけ、事故隠しをしている。

(2) 社内調査によって判明した事実関係

平成8年9月ごろから、当社原子力部門において、原子力発電所内の蒸気圧力検出器等の計測装置の損傷トラブルに関する社内検討が開始されており、この中で、配管内に溜まった水素と酸素が急速な燃焼反応を起こし、トラブルの原因となる可能性が指摘されている。当時、この観点から過去の事例を検討したところ、その疑いのあるトラブルが6件見つかっており、さらにその後、翌年の7月までに同様のトラブルが2件発生していた。

上記の問題意識をきっかけに、平成8年10月から、当社原子力部門では、本当に水素燃焼が起こるのかどうか（特に、着火源がないところで本当に水素が燃えるのか）、また、その予防対策をどうするかについて、プラントメーカーとの共同研究を開始した。また、これに引き続き、一層の信頼性向上の観点から、配管内に水素と酸素が溜まらないようにする予防対策を、共同研究に並行して全社的に展開しはじめた。

前述の計8件のトラブルは、いずれも現象としては、内径7.5mmから25mmほどの計装配管（蒸気圧力等を計測するために大口径配管から分岐している小口径配管）につながる計測装置等が損傷し、修理・取替えを行ったという通常の保守範囲内の事象であり、法令・通達等に基づく報告・通報義務の対象外（当時）であった。したがって、実際にも、次に

示す 1 件を除き、対外的な報告・通報は行っていない。

平成 9 年 7 月、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機で計測装置の損傷トラブルに伴う水漏れが発生し、新聞報道がなされたことから、報告・通報義務とは別に、通商産業省（当時）及び地元自治体に対しトラブルの原因について説明を行った。原因としては、同号機は営業運転開始直後で初期トラブルがたびたび発生していたという事情もあり、当社原子力部門は、このトラブルについても初期トラブルの一つと考えられるとの見解を、再現試験による検証を行ったうえ、同省及び地元自治体に説明した。なお、水素燃焼が原因である可能性も考えられたが、燃焼があったことを裏付ける証拠が見当たらなかったため、再現試験の結果を踏まえ、初期トラブルを原因とした。

2. 本件に関する当社の判断

以上の事実関係を踏まえると、「事故隠し」との指摘は当たらないものと判断される。その理由は以下のとおり。

- ・ 中部電力浜岡原子力発電所でのトラブル発生より以前に、当社が、水素燃焼が原因となっていた可能性のあるトラブルを経験していることは事実だが、いずれのトラブルも法令・通達等に基づく報告・通報義務はなかった。したがって、特別な事情のあった平成 9 年 7 月の柏崎刈羽原子力発電所 7 号機のトラブルを除き、実際にも対外的な報告・通報を行っていないが、これは当時として通常判断であった。
- ・ 平成 9 年 7 月の柏崎刈羽原子力発電所 7 号機のトラブルについては、当時の技術的な知見をもとに水素燃焼説と初期トラブル説の二つの仮説を立て、これらを検討、実証のうえ、結論として初期トラブルを原因として推定し、報告したものであった。
- ・ 水素燃焼の研究及び対策の実施については、特に対外公表を行っていないが、原子力発電所で発生するトラブルに関する研究や対策実施は、一般的に事業者である電力会社が自社内において進めている。

以 上